

○笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱

令和5年3月27日

告示第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化問題について市民意識の高揚を図り、温室効果ガスの削減、再生可能エネルギーの有効活用及び普及を推進するため、太陽光エネルギーを利用した住宅用定置型リチウムイオン蓄電池及び住宅用太陽光発電システム(以下「機器」という。)を設置する者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象機器)

第2条 補助金の交付対象となる機器は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 第9条に規定する実績報告書を提出する日において、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 申請日が属する年度の2月末日までに第9条に規定する実績報告書の提出が可能であること。
- (3) 市税等に滞納がないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 補助金は、一の住宅に1回に限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、機器の設置工事に着手する前に、住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 機器の概要書(様式第2号)
- (2) 申請者宛の経費の内訳が明記されている工事請負契約書・売買契約書又は見積書の写し
- (3) 案内図
- (4) 機器を設置する場所が確認できる図面
- (5) 市税に滞納がないことを証する書類(当該申請書の提出日が属する年度の前年度の賦課期日に居住する市区町村で交付された税の未納がないことを証する書類)

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(設置工事の着手)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、決定通知書を受けた日以後に機器に係る設置工事に着手するものとする。

(補助金の変更承認申請等)

第8条 補助対象者は、決定通知書を受けた後において次の各号のいずれかに該当する内容の変更を行うときは、機器の設置工事に着手する前に、住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金変更承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額の変更
- (2) 機器の変更
- (3) 設置場所の変更
- (4) 機器の設置計画の中止又は取下げ

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金変更承認・不承認通知書(様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助対象者は、太陽光発電に関する電力受給開始日から30日以内又は第6条に規定する補助金の交付決定通知書を受けた年度の2月末日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときはその前日)のいずれか早い日までに、住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 機器の設置工事完了日が確認できる書類の写し
- (3) 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池の形式等が記載された書類の写し
- (4) 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池と住宅用太陽光発電システムを同時に設置したときは、太陽光発電システムの発電出力(太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値をいう。以下同じ。)等が記載された書類の写し

- (5) 電力会社との電力受給契約確認書の写し
- (6) 機器の設置費に係る領収書の写し
- (7) 工事費全体の場合は設置機器の金額が明記されている部分の書類の写し
- (8) 機器の設置状況及び住宅全体を示すカラー写真
(補助金額の確定)

第10条 市長は、補助金の額を確定したときは、住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 補助対象者は、前条の規定による額の確定通知書を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日(この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその前日)までに住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金返還命令書(様式第10号)により、補助対象者にその返還を命ずるものとする。

(書類の提供)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、発電量その他必要な情報の提供を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

附 則(令和6年3月26日告示第40号)
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日告示第56号)
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

| 機器の区分 | 要件 |
|------------------|---|
| 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池 | <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者が新品で購入し、自身が居住する住宅に設置するものであって、住宅の用に供する部分において使用するもの 2 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池のみ設置した場合は、既設の住宅用太陽光発電システムに接続し、再生可能エネルギーによる蓄電が可能なもの 3 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池であり、定格容量が1kWh以上であるもの 4 非常時のみの運転でないもの |
| 住宅用太陽光発電システム | <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者が新品で購入し、自身が居住する住宅に設置するものであって、住宅の用に供する部分において使用するもの 2 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池と同時に設置し、接続するもの 3 住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する装置で、発電出力が1kW以上10kW未満であるもの 4 電力会社と電力受給契約を締結したもの |

別表第2(第4条関係)

| 内容 | 補助金の額 |
|----|-------|
|----|-------|

| | |
|---|-------------------|
| 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池のみ設置した場合 | 1基あたり50,000円とする。 |
| 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池、住宅用太陽光発電システムを同時に設置した場合 | 1基あたり100,000円とする。 |

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住所
(設置者) 氏名
電話番号

住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付申請書

笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金の交付を受けたいので、笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 申請額 円
- 2 設置場所 笛吹市
- 3 機器(いずれかに○をしてください。)
 - (1) 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池のみ設置
 - (2) 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池及び住宅用太陽光発電システムの同時設置
- 4 工期
 - (1) 着工予定日 年 月 日
 - (2) 完成予定日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 機器の概要書(様式第2号)
 - (2) 申請者宛の経費の内訳が明記されている工事請負契約書・売買契約書又は見積書の写し
 - (3) 案内図
 - (4) 機器を設置する場所が確認できる図面
 - (5) 市税に滞納がないことを証する書類(当該申請書の提出日が属する年度の前年度の賦課期日に居住する市区町村で交付された税の未納がないことを証する書類)

様式第2号(第5条関係)

機器の概要書

1又は2のいずれかを選択の上、記入してください。

1 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池のみ設置

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|----|
| 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池メーカー名 | |
| 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池型式・品番 | |
| 既設太陽光発電モジュール規格(発電出力) | kW |
| 既設太陽光発電モジュール設置日 | |

2 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池及び住宅用太陽光発電システムの同時設置

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|----|
| 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池メーカー名 | |
| 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池型式・品番 | |
| 太陽光発電モジュールメーカー名 | |
| 太陽光発電モジュール型番・品番 | |
| 規格(発電出力) | kW |

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で、交付申請のあった笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金については、笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

なお、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、交付した補助金の一部又は全部の返還を命じます。

1 補助金交付の可否 交付 ・ 不交付

2 交付決定額 円

3 不交付理由(不交付の場合)

4 補助金交付決定条件

- (1) 補助金の交付申請の内容に変更が生じた場合は、工事着手前に住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金変更承認申請書を提出してください。
- (2) 補助金の交付申請を取り下げる場合は、住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金変更承認申請書にその旨を記載し、提出してください。
- (3) 太陽光発電に関する電力受給開始後30日以内又は当該年度の2月末日(この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその前日)のいずれか早い日までに、住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金実績報告書を提出してください。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金について、申請内容を次のとおり変更したいので、笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、申請します。

- 1 交付決定額 円
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 添付書類
 - (1) 変更の内容が確認できる契約書等の書類
 - (2) 機器の設置の中止又は取下げについては、添付書類は不要

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金変更承認・不承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金について、笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 承認の可否 承認 ・ 不承認
- 2 変更後の交付決定金額 円
- 3 承認する内容
- 4 不承認の場合はその理由(不承認の場合)

様式第 6 号(第 9 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

住所
氏名
電話番号

住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金について、住宅用地球温暖化対策機器の設置が完了したので、笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

1 機器設置完了日 年 月 日

2 補助金額 円

3 添付書類

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 機器の設置工事完了日が確認できる書類の写し
- (3) 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池の形式等が記載された書類の写し
- (4) 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池と住宅用太陽光発電システムを同時に設置したときは、太陽光発電システムの発電出力等が記載された書類の写し
- (5) 電力会社との電力受給契約確認書の写し
- (6) 機器の設置費に係る領収書の写し
- (7) 工事費全体の場合は設置機器の金額が明記されている部分の書類の写し
- (8) 機器の設置状況及び住宅全体を示すカラー写真

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金について、笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

1 交付確定額 円

2 特記事項

この通知を受けた日から起算して20日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日(この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその前日)までに住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付請求書を提出してください。

様式第 8 号(第 11 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

請求者 住所
氏名
電話番号

住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定のあった笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金について、笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

| | | | | |
|-------|-------|--------------------|--|----------|
| 金融機関名 | | 銀行 信用金庫 信用組合 農協 | | 本店 支店 |
| フリガナ | | | | |
| 口座名義 | | | | |
| 預金種類 | 普通・当座 | 口座番号 | | |

様式第9号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金について、次のとおり取り消したので、笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、通知します。

- 1 取り消される補助金交付決定額 円
- 2 取り消す内容
- 3 理由
- 4 返還請求額 円
- 5 返還期限 年 月 日

様式第 10 号(第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金について、笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

1 返還の理由

2 交付済みの補助金の額 円

3 返還すべき補助金の額 円

4 返還金の納期限 年 月 日

※返還金については、納入通知書により納期限までに返還すること。

様式第1号(第5条関係)
様式第2号(第5条関係)
様式第3号(第6条関係)
様式第4号(第8条関係)
様式第5号(第8条関係)
様式第6号(第9条関係)
様式第7号(第10条関係)
様式第8号(第11条関係)
様式第9号(第12条関係)
様式第10号(第12条関係)